

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

名古屋市長 河村 たかし



行政文書一部公開決定の取消しについて（通知）

下記の行政文書一部公開決定について、当該決定を取り消すことを決定したので、通知します。

記

1 取り消す処分

文書番号	請求日	決定日
31観名保第162号	令和元年11月7日	令和元年12月17日

2 行政文書一部公開決定を取り消す理由

行政文書一部公開決定における「支出命令書」の文書特定及び決定について、誤りがあったため。

3 決定を行った所管課・公所

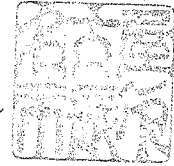
観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室
(TEL : 052-231-2488)

行政文書一部公開決定通知書

31 観名保第 168 号
令和元年 12 月 23 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関
名古屋市長 河村 たかし



令和元年11月7日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	1 復命書 2 名古屋城天守閣御用材裏木曾奉祝祭市長挨拶 3 名古屋城天守閣御用材裏木曾奉祝祭のご案内（市長あて） 4 名古屋城天守閣御用材裏木曾奉祝祭ちらし 5 名古屋城天守閣御用材裏木曾奉祝祭市長、知事代行（林政部長）日程表 6 名古屋城天守閣御用材裏木曾奉祝祭ご来賓及び招待者出欠簿 7 名古屋城天守閣御用材裏木曾奉祝祭会場・駐車場案内図 8 名古屋城天守閣御用材裏木曾奉祝祭隊列イメージ 9 名古屋城天守閣御用材裏木曾奉祝祭現地 10 名古屋城天守閣御用材裏木曾奉祝祭のご案内（所長あて） 11 支出命令書（11/4 名古屋城天守閣御用材裏木曾奉祝祭の旅費） 12 支出命令書（11/4 名古屋城天守閣御用材裏木曾奉祝祭の高速料金）	
行政文書の公開の日時及び場所	日時	令和元年12月24日 午前 3 時 午後
	場所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	・参加者の氏名及び個人を特定できる情報に関する部分については、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため（名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号）、非公開とします。 ・非公開部分は、検討段階の当日の行程・出席者リストが含まれており、名古屋城天守閣御用材裏木曾奉祝祭実行委員会が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため（同条例第7条第1項第2号）、非公開とします。	
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488	

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名

古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。